

令和 6 年 6 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 6 月 27 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和6年6月27日(木)
午前9時30分開会 午前10時28分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第17号 令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について
 - 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第21号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
 - 議案第22号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
 - 議案第23号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第24号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第25号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第26号 非農地証明(遊休農地)について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第6号 現況証明について
 - 報告第7号 名古屋地方裁判所からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
 - 報告第8号 令和5年度の農業委員会における事務の実施状況等の公表について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名

農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年6月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号2番 岩瀬宏二委員、同3番 太田由美子委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、11日の書類説明会、農業委員による現地調査、20日の審査会を経て、本日の総会まで

の間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

番号4番の案件について、申請地の一部がアスファルトにより舗装がされていましたが、土を20センチ入れて復元をしています。営農計画としては、小松菜の栽培をする予定となります。

番号6番の案件について、所有農地に農業用倉庫が建設されていたため、農業用施設申出書の提出がされております。

その他については、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せて御精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、11日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。それではよろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 資料1-2 議案第17号

「令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議案第17号 資料1-2 をご覧ください。

議案第17号は、「令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書」についてでございます。

7月9日の市長への意見書提出に向け、4月から6月にかけて、農政対策協議会にて検討してまいりましたが、去る6月6日の農政対策協議会にて最終案としてご承認をいただきました。

その後、より具体的に伝わりやすいよう、下線部につきまして言い回し等の見直し・内容の追加等を行うなど、語句等の整理を事務局等で調整し、運営委員会にて内容をご承認いただいたところです。

本日は、調整後の意見書を総会に上程させていただきました。

資料 1-2 は、まず「豊橋市長」に提出する意見書でございます。

前文につきましては、その概要は、

日本では新型コロナウイルス感染症は収束し、世の中はほぼ日常を取り戻したことで、インバウンド需要もコロナ禍前まで回復し、企業では賃上げの動きも出てきた。しかし、長引くウクライナ情勢や円安で輸入コストが増加し物価高となり、実質賃金は下がり続けており、日本経済の個人消費は、マイナス基調が続いています。

農業経営でも、ウクライナ情勢による肥料・燃料等の高騰で経費の増加が続く一方で、農産物の価格は相変わらず低迷し、農業経営が不安定な結果、悪循環から抜け出せないでいます。

そのような中、5月末に成立した、改正「食料・農業・農村基本法」では、世界的な食糧調達リスクの高まりを受けた「食料安全保障の確保」とともに、農作物の適正な価格の形成のため、生産コストの農産物価格への転嫁を目指す規定も盛り込まれるなど、今後、農業者にとっての再生産可能な価格が実現されるか、国の動向が注目されます。

こうした中、農業委員会では、10年後に目指す農地利用の姿を示す「目標地図」の素案作成などの活動を通じて、豊かな農地を守り、継承し、さらなる豊橋市の農業の発展に努めているが、行政と共に新たな仕組みを構築する必要があるので、以下の内容で意見書を提出します。

まず、【担い手への農地利用の集積・集約化】の「目標地図の実現と農地の集積・集約について」

令和7年度からは、「地域計画」に従って、地域ごとに「目標地図」の実現を目指すことになるが、例えば、施設栽培や果樹など、作目によっては農地

の権利移動が難しいなどの要因で、目標実現に向けた農地の集積・集約が厳しくなると考えられます。

また、地域農業者等と話す機会では、次世代を担う若い農業者等に「地域計画」の意義やそれによる農業者へのメリットなどの情報があまり知られていないと感じる場面が多々あります。

このため、「目標地図」の実現に向け、市は、受け手だけでなく出し手のメリットも含めた、きめ細やかな情報発信に努めるとともに、多様な施策の推進と、必要な予算の確保などに取り組まれない。

続いて、【遊休農地の発生防止・解消】でございます。

「遊休農地の解消について」

農業者の高齢化や後継者不足に、近年の資材価格の高騰も加わり、今後、経営規模縮小や離農する農家が増え、遊休農地が大量に発生することが懸念されます。

市において、遊休農地の復元費用を一部補助する耕作放棄地解消事業を行い、そして農業委員会でも遊休農地の発生防止に取り組んでいますが、根本的な解決には程遠いです。

このため、従来の補助事業の更なる充実を要望するとともに、遊休農地の有効利用法として、例えば、自治会や一般企業等を通じた「貸農園」など、民間などの力も活用した遊休農地解消の施策の推進について検討されたい。

最後に、【新規参入の促進】でございます。

「新規就農者の確保について」

農地取得時の「下限面積要件」撤廃により、本格的就農でなく家庭菜園程度の耕作者など、新規就農者として様々な人材の参入が増えています。しかし、一般的に農業経験や知識に乏しい方が多いため、基本的な耕作の仕方を学ぶ場や、就農のための身近な窓口の存在が欠かせません。

このため、学びの場として個々のニーズに合ったセミナー・講座の開講だけでなく、窓口の機能を併せ持ち、そして情報交換の場として受講者同士の交流会も開催するような「農業塾」を、JA や市、県農業普及指導センターな

どと共同で立ち上げるとともに、「塾」のPRについて、効果的な周知を図るよう取り組まれない。

市に対しては以上の3項目について意見をまとめました。

続いて、「愛知県知事」に提出する意見書でございます。

こちらは、豊橋、田原、豊川、蒲郡、新城の東三河5市農業委員会により、同時の提出を予定しております。

前文は、東三河5市に共通する現状から、以下の意見の背景を説明しています。

農業委員会では、東三河の豊かな農地を守り、新たな担い手に継承し、さらなる農業の発展のために、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組んでいます。また、現在、「地域計画」に関連して、10年後に目指すべき農地利用の姿を明確にする「目標地図（素案）」作成に取り組んでおり、次代の担い手のために農地中間管理事業などによる農地流動化を促すべく、委員一丸となり活動に力を入れています。

一方、農業経営基盤強化促進法等の改正により、「地域計画」策定後に、市が定める農用地利用集積計画は廃止され、県が指定する農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画に一本化されます。

そして、現在の利用集積計画による所有権移転は、東三河5市で年100件を超える実績があり、続く、集積等促進計画において農地中間管理事業の果たす役割は大変重要です。

このため、「地域計画」策定後の令和7年度の施策について、以下の内容で意見書を提出します。

【担い手への農地利用集積・集約化について】でございます。

「農地中間管理機構による農地の集積・集約等の促進について」法改正により、令和7年度当初から、農業経営基盤強化促進基本方針に定めた都道府県の農地中間管理機構は、特例事業として農用地の買い入れ、売り

渡しなどの事業の実施が求められる。しかし、農用地の買い入れ及び売り渡しについては、近隣他県の機構は実施済または準備中だが、愛知県は実施未定との見解のままです。

もし、今後も農用地の買い入れ、売り渡しを実施しないとなれば、法改正の趣旨にも、愛知県が定めた基本方針にも反することになります。

このため、県は、自らが農地中間管理機構に指定する公益財団法人愛知県農業振興基金に対し、農用地利用集積等促進計画による貸借等の利用権設定だけでなく、所有権移転についても速やかに実施するように措置を求める。

県につきましては、以上1項目について意見をまとめました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。併せて、今後、誤字や文章に修正が必要な時は、農政対策協議会役員と事務局とで調整をさせていただくということで異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 それでは、豊橋市長あての意見書は7月9日(火)の午前11時15分に提出していくことにいたします。午前10時45分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、豊橋市では「働きやすい服装での勤務の推奨」を行っておりますので、状況に応じた適切な服装で結構ですが、ジャケットなどの上着はご持参ください。なお、ネクタイは不要です。

当日は、高部会長職務代理者の進行により、初めに彦坂委員が前文を朗読します。そして、それぞれの項目について、岩瀬委員、夏目委員、小林委員に説明して頂きます。

その後、懇談に入ります。

なお、持ち時間は全体で30分となりますので、当日の説明はできる限り簡潔にお願いします。

議長 続きまして 資料1 議案第18号
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第18号、1ページから2ページまでをご覧ください。
番号1番から11番までにつきまして、書類説明会で御説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案を御覧ください。

御審議のほどよろしくお願いします。

議長 内容については、ただ今事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第19号
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第19号、3ページから5ページをお願いします。
番号1番から16番までの16件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号7番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番・3番・5番・6番・10番から16番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・4番・8番・9番です。

番号7番は隣地の承諾がとれなかった旨の経過書の添付があります。隣地農地所有者を訪ねたが、車両置場として利用してもよいが、同意書にはサインをしたくないと回答があったとのことでした。現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないようにしており、営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号4番、11番及び13番の3件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第20号

「農地転用許可後の事業計画変更 承認願い について」を議題といたします。番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第20号、6ページをお願いします。

番号1番・2番については、芝生仮植場および駐車場を設置するため令和3年1月22日付けで許可を得ておりますが、許可取得後、来客者が予定していた数を大幅に上回り、ドッグランの敷地および駐車場が早急に必要となったため、計画を変更し対応するものです。

番号1番・2番について土地造成は整地のみで変更はなく、周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

- ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願ひます。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませぬか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。
- 議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 21 号
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 66 番までの 66 件を一括上程いたします。
なお、番号 45 番は藤村委員の同居の親族が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
藤村委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いいたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農 業 企 画 課 はい、議長。
議案第 21 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、6 月 30 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
別添資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 12 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 66 件 159 筆 151,667.3 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。
- 議 長 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 45 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思ひます。

まず、番号 45 番の 1 件を審議いたします。藤村委員は退席してください。

＜藤村委員 退席＞

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切りま
す。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ござい
ませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
藤村委員は復席してください。

＜藤村委員 復席＞

議 長

続きまして、番号 45 番を除く 65 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切りま
す。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ござい
ませんか。

全 員
議 長
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 22 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企
画 課

はい、議長。

議案第 22 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させてい
ただきます。別添資料 1-3 13 ページから 14 ページをご覧ください。

農地流動化の申出があったもののうち、5 月 29 日開催の農地銀行運営委員
会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農
地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積
計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法

律附則第5条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、6件11筆13,529㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 続きまして、資料1に戻り 議案第23号

「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

除外についての番号1番から5番までの5件、及び編入についての番号1番から2番までの2件を、一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長、議案第23号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画5件・面積42,948.61㎡、編入2件・1,978㎡です。

今回の案件につきましては、5月13日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。

除外案件の目的としましては、1番・2番が分家住宅、4番が医療施設、5番が分家住宅です。編入案件の目的としましては、集团的農地への編入が2件となります。除外・編入を合わせ7件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

また、3番は、電柱等の農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項及び施行規則第4条の5第1項第21号及び第23号に基づく電気工作物等であり、12筆を一括上程させていただきます。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第1項及び第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第1項第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第24号

「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第24号 8ページをご覧ください。

議案第24号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第25号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第25号 9ページをご覧ください。

議案第25号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この6件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 26 号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 26 号 10 ページをご覧ください。
番号 1 番・2 番の 2 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 11 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番の 1 件については、届出者は届出の農地の権利を持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。
次に 12 ページをお願いします。
報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 9 番までの 9 件、及び 14 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 17 ページ 24 番までの 24 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 18 ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から4番までの4件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

番号1番以外はすべて要件を満たしていることを確認しました。

番号1番については、事業要件を満たしていませんが、今後農業の売上高が過半を占めるよう営業努力を行うよう指導しております。

次に19ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から23ページの31番までの31件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に24ページをお願いします。

報告第6号の番号1番から2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、17日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は雑種地、2番は畑でした。

次に25ページをお願いします。

報告第7号の番号1番の1件については、名古屋地方裁判所 豊橋支部 執行官からの照会です。

番号1番は平成29年に分譲住宅として転用届出を受理した土地です。現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断し、17日付で農地法適用対象外であると事務局長名で回答しています。

次に資料1-4をお願いします。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について説明させていただきます。

農業委員会に関する法律の規定によりに農地等の利用の最適化の推進状況、農業委員会の事務の実施状況について公表することとされています。この別紙様式5により公表していきます。

1ページをご覧ください。農業委員会の状況を記入しています。農業委員会の現在の体制、豊橋の農家・農地等の概要を記載しています。

2ページ以降は最適化活動の実施状況になります。始めに農地の集積についてです。実績としましては集積率30.5%で今年度の目標に到達しました。

次に遊休農地の解消です。目標である緑部分の遊休農地を9.8ha解消しております。目標の解消面積22haには達していません。

次に新規参入の促進です。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積については目標を上回る結果になりました。また新規参入のする経営体数も21、取得面積8.5haとなっています。

次に最適化活動の活動目標ですが、活動強化月間、新規参入相談会については計画どおりの実績を上げることはできませんでした。

目標の達成状況の評語、推進員等の点検・評価結果ですが、目標の達成状況、により点数付けされ評語が決められています。今年度は11点で「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評語になっています。

報告は以上です

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時19分中断)

＜農地銀行運営委員会議＞

議長 総会を再開いたします。 (午前10時21分再開)

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時28分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年6月27日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号2番 岩瀬 宏二 委員)

議事録署名者
(議席番号3番 太田 由美子 委員)